

■ 建築基準法（建築確認・完了検査）

建築基準法等関係手数料						
区分		床面積の合計		金額（円）	条例条項	
建築物に関する確認申請 又は計画通知手数料		～	30㎡以内	8,000	別表1-1	
		30㎡超え	～ 100㎡以内	20,000		
		100㎡超え	～ 200㎡以内	34,000		
		200㎡超え	～ 300㎡以内	36,000		
		300㎡超え	～ 500㎡以内	39,000		
		500㎡超え	～ 1,000㎡以内	58,000		
		1,000㎡超え	～ 2,000㎡以内	78,000		
		2,000㎡超え	～ 10,000㎡以内	235,000		
		10,000㎡超え	～ 50,000㎡以内	420,000		
50,000㎡超え	～	777,000				
建築確認 (建築物で昇降機を 含む場合の加算)	昇降機	1基につき		14,000	別表1-2	
	小荷物専用昇降機			5,000		
	昇降機（変更）	1基につき		7,000		
	小荷物専用昇降機（変更）			4,000		
建築設備に関する 確認申請手数料	昇降機	1基につき		14,000	別表1-4	
	小荷物専用昇降機			5,000		
	昇降機（変更）	1基につき		7,000		
	小荷物専用昇降機（変更）			4,000		
建築確認 (建築物省エネ法 仕様基準で申請する 場合の加算)	一戸建ての住宅	～	200㎡未満	14,000	別表1-3	
	住宅用途を含む建築物の 住宅部分	200㎡以上	～	16,000		
		～	300㎡未満	27,000		
	一戸建ての住宅（変更）	～	200㎡未満	7,000		
		200㎡以上	～	8,000		
	住宅用途を含む建築物の 住宅部分（変更）	～	300㎡未満	13,500		
300㎡以上	～	21,500				
工作物に関する 確認申請手数料	工作物	1件につき		12,000	別表1-5	
	工作物（変更）	1件につき		5,000		
建築物に関する 完了検査手数料	中間検査合格証なし		～	30㎡以内	15,000	別表1-6
			30㎡超え	～ 100㎡以内	24,000	
			100㎡超え	～ 200㎡以内	34,000	
			200㎡超え	～ 300㎡以内	37,000	
			300㎡超え	～ 500㎡以内	42,000	
			500㎡超え	～ 1,000㎡以内	59,000	
			1,000㎡超え	～ 2,000㎡以内	82,000	
			2,000㎡超え	～ 10,000㎡以内	208,000	
			10,000㎡超え	～ 50,000㎡以内	331,000	
			50,000㎡超え	～	666,000	
完了検査（建築物で昇降機 を含む場合の加算）	昇降機	1基につき		17,000	別表1-7	
	小荷物専用昇降機			10,000		
建築設備に関する 完了検査手数料	昇降機	1基につき		17,000	別表1-9	
	小荷物専用昇降機			10,000		
完了検査にて省エネ基準の適合状況を 確認する場合の加算		～	30㎡以内	3,000	別表1-8	
		30㎡超え	～ 100㎡以内	5,000		
		100㎡超え	～ 200㎡以内	6,000		
		200㎡超え	～	7,000		
工作物に関する 完了検査申請手数料	工作物	1件につき		12,000	別表1-10	

■ 建築基準法（その他認定等）

建築基準法等関係手数料

区分	床面積の合計、単位	金額（円）	条例条項
仮使用認定		120,000	別表1-11
道路の位置の指定・変更・廃止		50,000	別表1-12
敷地と道路との関係の建築認定		27,000	別表1-13
仮設興行場等の建築許可		120,000	別表1-14
興行場等に用途変更する建築物の使用許可		120,000	別表1-15
一団地の特例認定	建築物の数が2	78,000	別表1-16
	1増えるごとに乗ずる金額	28,000	
総合的設計による特例認定	建築物（既存建築物を除く）の数が1	78,000	別表1-17
	1増えるごとに乗ずる金額	28,000	
一敷地内以外の建築物の建築認定	建築物（一敷地内認定建築物を除く）の数が1	78,000	別表1-18
	1増えるごとに乗ずる金額	28,000	
複数建築物の認定取消し	基本額	6,400	別表1-19
	現に存する建築物に乗ずる金額	12,000	
一団地の容積率・外壁又は高さの適用除外認定		27,000	別表1-20
全体計画の認定		27,000	別表1-21
全体計画の変更認定		27,000	別表1-22
用途変更に伴う全体計画の認定		27,000	別表1-23
既存建築物の大規模修繕等に対する敷地と道路との関係の建築制限緩和の認定		27,000	別表1-24
既存建築物の大規模修繕等に対する道路内建築制限緩和の認定		27,000	別表1-25
建築台帳記載事項証明	一通につき	400	別表1-26
道路の位置の指定の図面の写し	一通につき	400	別表1-27
建築計画概要書等の写し	一通につき	400	別表1-28

■ 長期優良住宅認定申請に係る手数料

建築基準法等関係手数料			
区分	区分・床面積の合計	金額（円）	条例条項
長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	一戸建ての住宅 共同住宅等	8,000～ 194,000	別表2-1
長期優良住宅建築等計画等（変更） 認定申請手数料	一戸建ての住宅 共同住宅等	上記手数料 1/2の額	別表2-2
建築基準関係規定適合の 審査の申出を伴う 長期優良住宅建築等計画 認定申請手数料の加算 （品確法の書類あり）	建築物	別表2-1-1に、確認申請の種類 の区分に応じて別表1-1に 定める額を加算した額	別表2-3-1(1)
	建築物（昇降機含む）	別表2-1-1に、確認申請の種類 の区分に応じて別表1-2に 定める額を加算した額	別表2-3-1(2)
	建築物（省エネ法仕様基準）	別表2-1-1に、確認申請の種類 の区分に応じて別表1-3に 定める額を加算した額	別表2-3-1(3)
	計算プログラムを使用して構造適 合性判定を併うもの	上記に加算す る額	大臣認定品外 174,600 大臣認定品 120,700
建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の加算（品確法 の書類なし）	別表2-1-2に別表2-3-1により算定した額を加算し た額		別表2-3-2
建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う長期優良住宅建 築等計画（変更）認定申請手数料	確認申請の種類 の区分に応じ	上記手数料 1/2の額	別表2-4
譲受人を決定した場合の長期優良住宅建築等計画（変更） 認定申請手数料	1件につき	2,200	別表2-5
認定計画実施者の地位の承継の承認申請手数料	1件につき	2,200	別表2-6

■ 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料

建築基準法等関係手数料					
区分	床面積の合計	当初 金額 (円)	変更 金額 (円)	条例条項	
適合証※1または設計住宅 性能評価書※2の添付有	一戸建ての住宅		5,000	2,500	別表3-1-1 変更 3-3
	住宅用途を含む建築物の 住宅部分	～ 300㎡未満	11,000	5,500	
		300㎡以上 ～	23,000	11,500	
	非住宅用途を含む建築物の非 住宅部分	～ 300㎡未満	11,000	5,500	
300㎡以上 ～		19,000	9,500		
標準計算法によるもの	一戸建ての住宅	～ 200㎡未満	40,000	20,000	別表3-1-2 変更 3-3
		200㎡以上 ～	44,000	22,000	
	住宅用途を含む建築物の 住宅部分	～ 300㎡未満	80,000	40,000	
		300㎡以上 ～	135,000	67,500	
誘導仕様基準によるもの	一戸建ての住宅	～ 200㎡未満	20,000	10,000	別表3-1-3 変更 3-3
		200㎡以上 ～	22,000	11,000	
	住宅用途を含む建築物の 住宅部分	～ 300㎡未満	38,000	19,000	
		300㎡以上 ～	66,000	33,000	
誘導仕様基準・計算併用法 によるもの	一戸建ての住宅	～ 200㎡未満	29,000	14,500	別表3-1-4 変更 3-3
		200㎡以上 ～	33,000	16,500	
	住宅用途を含む建築物の 住宅部分	～ 300㎡未満	59,000	29,500	
		300㎡以上 ～	100,000	50,000	
標準入力法によるもの	非住宅用途を含む建築物の非 住宅部分	～ 300㎡未満	267,000	133,500	別表3-1-5 変更 3-3
		300㎡以上 ～	334,000	167,000	
モデル建物法によるもの	非住宅用途を含む建築物の非 住宅部分	～ 300㎡未満	102,000	51,000	別表3-1-6 変更 3-3
		300㎡以上 ～	130,000	65,000	
建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料		別表3-1の額に、確認申請の種類に応じて別表2-3に定めるところにより 算定した額を加算した額			別表3-2
建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う 低炭素建築物新築等計画（変更）認定申請手数料		別表3-1の1/2の額に、確認申請の種類に応じて別表2-3に定めるところ により算定した額を加算した額			別表3-4

※1 登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関による技術的審査の適合証

※2 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書

※住宅部分と非住宅部分を有する複合建築物の場合は、それぞれの部分の床面積の合計による手数料を合算

■ 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

建築基準法等関係手数料					
区分	床面積の合計	当初	変更	条例条項	
		金額 (円)	金額 (円)		
標準計算法によるもの	一戸建ての住宅	～ 200㎡未満	40,000	20,000	別表4-1-2 変更 4-2
		200㎡以上 ～	44,000	22,000	
	住宅用途を含む建築物の住宅部分	～ 300㎡未満	80,000	40,000	
		300㎡以上 ～	135,000	67,500	
仕様基準によるもの	一戸建ての住宅	～ 200㎡未満	20,000	10,000	別表 4-1-3 変更 4-2
		200㎡以上 ～	22,000	11,000	
	住宅用途を含む建築物の住宅部分	～ 300㎡未満	38,000	19,000	
		300㎡以上 ～	66,000	33,000	
仕様基準・計算併用法によるもの	一戸建ての住宅	～ 200㎡未満	29,000	14,500	別表4-1-4 変更 4-2
		200㎡以上 ～	33,000	16,500	
	住宅用途を含む建築物の住宅部分	～ 300㎡未満	59,000	29,500	
		300㎡以上 ～	100,000	50,000	
標準入力法によるもの	非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	～ 300㎡未満	267,000	133,500	別表4-1-5 変更 4-2
		300㎡以上 ～	334,000	167,000	
モデル建物法によるもの	非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	～ 300㎡未満	102,000	51,000	別表4-1-6 変更 4-2
		300㎡以上 ～	130,000	65,000	
上記以外のもの (※)	一戸建ての住宅		5,000	2,500	別表4-1-1 変更 4-2
	住宅用途を含む建築物の住宅部分	～ 300㎡未満	11,000	5,500	
		300㎡以上 ～	23,000	11,500	
	非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	～ 300㎡未満	11,000	5,500	
300㎡以上 ～		19,000	9,500		

※建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又は変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

※住宅部分と非住宅部分を有する複合建築物の場合は、それぞれの部分の床面積の合計による手数料を合算

■ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定

建築基準法等関係手数料

区分	床面積の合計	当初 金額 (円)	変更 金額 (円)	条例条項	
適合証または住宅性能 評価書※の添付有	一戸建ての住宅		5,000	2,500	別表4-3-1 変更 4-4
	住宅用途を含む建築物の 住宅部分	～ 300㎡未満	11,000	5,500	
		300㎡以上 ～	23,000	11,500	
	非住宅用途を含む建築物の非 住宅部分	～ 300㎡未満	11,000	5,500	
300㎡以上 ～		19,000	9,500		
標準計算法によるもの	一戸建ての住宅	～ 200㎡未満	40,000	20,000	別表4-3-2 変更 4-4
		200㎡以上 ～	44,000	22,000	
	住宅用途を含む建築物の 住宅部分	～ 300㎡未満	80,000	40,000	
		300㎡以上 ～	135,000	67,500	
誘導仕様基準によるもの	一戸建ての住宅	～ 200㎡未満	20,000	10,000	別表4-3-3 変更 4-4
		200㎡以上 ～	22,000	11,000	
	住宅用途を含む建築物の 住宅部分	～ 300㎡未満	38,000	19,000	
		300㎡以上 ～	66,000	33,000	
誘導仕様基準・計算併用法 によるもの	一戸建ての住宅	～ 200㎡未満	29,000	14,500	別表4-3-4 変更 4-4
		200㎡以上 ～	33,000	16,500	
	住宅用途を含む建築物の 住宅部分	～ 300㎡未満	59,000	29,500	
		300㎡以上 ～	100,000	50,000	
標準入力法によるもの	非住宅用途を含む建築物の非 住宅部分	～ 300㎡未満	267,000	133,500	別表4-3-5 変更 4-4
		300㎡以上 ～	334,000	167,000	
モデル建物法によるもの	非住宅用途を含む建築物の非 住宅部分	～ 300㎡未満	102,000	51,000	別表4-3-6 変更 4-4
		300㎡以上 ～	130,000	65,000	
建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う 建築物エネルギー消費性能向上計画認定	別表4-3の額に、確認申請の種類に応じた別表2-3に定めるところにより 算定した額を加算した額			別表4-5	
建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う 建築物エネルギー消費性能向上計画（変更）認定	別表4-3の1/2の額に、確認申請の種類に応じた別表2-3に定めるところ により算定した額を加算した額			別表4-6	
建築物エネルギー消費性能の認定（表示認定）	建築物の区分に応じ	R7.4.1廃止		R7.4.1廃止	

※性能向上計画認定を取得すると容積率特例（省エネ向上設備について床面積10%不算入）を受けることが可能

※登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関による技術的審査の適合証又は住宅の品質確保等に関する法律の設計住宅性能評価（断熱性能等級4および一次エネルギー消費量等級5に適合したものに限り。

※住宅部分と非住宅部分を有する複合建築物の場合は、それぞれの部分の床面積の合計による手数料を合算

■ 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料

建築基準法等関係手数料

区分		床面積の合計	金額 (円)	条例条項
標準計算法によるもの	一戸建ての住宅	～ 200㎡未満	20,000	別表4-7-2
		200㎡以上 ～	22,000	
	住宅用途を含む建築物の住宅部分	～ 300㎡未満	40,000	
		300㎡以上 ～	67,500	
仕様基準によるもの	一戸建ての住宅	～ 200㎡未満	10,000	別表4-7-3
		200㎡以上 ～	11,000	
	住宅用途を含む建築物の住宅部分	～ 300㎡未満	19,000	
		300㎡以上 ～	33,000	
仕様基準・計算併用法によるもの	一戸建ての住宅	～ 200㎡未満	14,500	別表4-7-4
		200㎡以上 ～	16,500	
	住宅用途を含む建築物の住宅部分	～ 300㎡未満	29,500	
		300㎡以上 ～	50,000	
標準入力法によるもの	非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	～ 300㎡未満	133,500	別表4-7-5
		300㎡以上 ～	167,000	
モデル建物法によるもの	非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	～ 300㎡未満	51,000	別表4-7-6
		300㎡以上 ～	65,000	
上記以外のもの (※)	一戸建ての住宅		2,500	別表4-7-1
	住宅用途を含む建築物の住宅部分	～ 300㎡未満	5,500	
		300㎡以上 ～	11,500	
	非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	～ 300㎡未満	5,500	
		300㎡以上 ～	9,500	

※建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又は変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

※住宅部分と非住宅部分を有する複合建築物の場合は、それぞれの部分の床面積の合計による手数料を合算